ホ　（四―ヘキシルナフタレン―一―イル）（一―オクチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

ヘ　（一―ヘプチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（四―ヘキシルナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

ト　（四―メトキシナフタレン―一―イル）（一―オクチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一　直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのいずれかのものに限る。）	一　直鎖状アルキル基（炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。）
二　直鎖状アルケニル基（炭素数が五のものに限る。）	二　アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。）
三　直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までのいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	三　フッ素原子 四　塩素原子 五　臭素原子 六　ヨウ素原子

八十一　（二―メチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位並びに当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ　覚せい剤取締法に規定する覚せい剤

ロ　麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

ハ　（二―メチル―一―ヘプチル―一Ｈ―インドール―三―イル）（四―ペンチルナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一欄	第二欄
一　直鎖状アルキル基（炭素数が三から七までのいずれかのものに限る。）で、当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四）のいずれかのものに限る。）	一　直鎖状アルキル基（炭素数が一から六までのいずれかのものに限る。）
二　炭素数が八の直鎖状アルキル基（当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。）	二　アルコキシ基（炭素数が一又は二のものに限る。）
三　炭素数が五の直鎖状アルケニル基（当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。）	三　フッ素原子 四　塩素原子 五　臭素原子 六　ヨウ素原子
四　直鎖状アルキル基（炭素数が三から五までの直鎖状アルキル基が結合する場合にあっては、三又は四）のいずれかのものに限る。）の末端の炭素に、フッ素原子、塩素原子、臭素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基	

第一条中第九十三号を第八十二号とする。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。